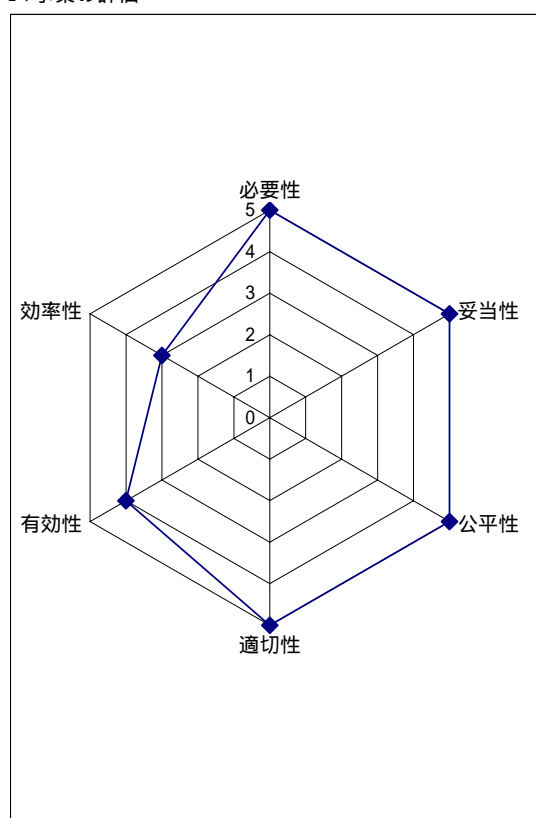


事務事業名	要介護認定事務事業	担当部局	市長部局 保健福祉部
基本目標	ともに生きる健やかな福祉社会づくり(健康・福祉)	担当課名	介護福祉課
施策体系	生涯にわたる健康づくり	担当係名	介護認定係
施策	その他		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	要介護認定事務を適正かつ公平に実施することで、要介護・要支援認定者が介護を要する状態に応じたサービスを円滑に利用できるようにする。		
事業の期間(開始/終了)	平成12年 4月/ 年 月		
根拠法令、条例、規則など	介護保険法 結城市介護保険条例		
事業が対象としている人(モノ)	要介護・要支援認定申請者		
具体的な活動内容	要介護・要支援認定申請を受け付ける。		
	要介護認定申請者に対し、訪問による認定調査を実施するとともに、主治医に対し主治医意見書提出依頼を行う。		
	介護認定審査会において審査判定を実施する。		
	認定結果を通知する。		
事業の成果	要介護認定申請から一ヶ月以内を目安に結果通知を行うことで、要介護・要支援認定者が円滑にサービスを利用することができる。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	5 ますます必要性は高くなっている 要介護認定申請者数は、高齢者人口の増加および今後の医療制度改革により、入院期間の短縮、社会的入院の解消がされ、介護保険サービスの需要が高まり、それに伴い要介護認定事務事業の必要性も高まると考える。
	5 行政以外にはできない事業である 介護保険法により介護認定事務事業は市町村(保険者)が実施することとなっている。
公平性	5 広い範囲に対して便益を提供しており、偏りは見られない 要介護・要支援認定申請者全体を対象にしている。
	5 現在のやり方(手段)以外には考えられない 介護認定調査は公平公正性を保つために市町村で実施している。特に、新規申請の認定調査については、介護保険法改正により平成18年度から市町村職員が実施することとなった。
有効性	4 概ね目標水準に達している 要介護・要支援認定申請者の状況について、より正確に検証できる資料(認定調査結果・主治医意見書)により、介護認定審査判定が公平公正かつ円滑に行われている。
	3 どちらとも言えない

総合評価	概ね適正に実施されている。「12必要性 説明」により要介護認定申請者の増加が見込まれる。また、平成19年度には新予防給付が導入されるため、新予防給付対象者を選定するために調査内容および要介護認定審査が変更され、介護認定審査委員、認定調査員の資質の向上がますます必要になると思われる。
------	---

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	改善(質の充実・効率化)	中長期的方向	改善(質の充実・効率化)
	説明	認定審査会による公平公正な審査が推進できるよう努めるとともに、被保険者の認定作業が遅れることにより、適正な介護・適正な給付が受けられない等の不都合が発生しないよう進めるべきである。また、介護保険制度改正により当市においては平成19年度から新予防給付が導入されるが適正に実施できるよう十分な体制づくりをする。			
決定権者判断	決定内容	改善(質の充実・効率化)			
	説明	公平公正な認定事務が円滑に行えるよう質的改善が必要であり研修等を通じて職員の認定事務のレベルの向上を図り厳正な審査を行う。			